
第二次山口県再犯防止推進計画

《2024（令和 6）年度～2028（令和 10）年度》

2024（令和 6）年 3 月

山 口 県

は じ め に

全国の刑法犯の認知件数は、2012(平成14)年の約285万件をピークとして減少傾向にあり、2021(令和3)年には、戦後最少の約57万件となる一方で、検挙人員に占める再犯者の割合は約半数に及んでおり、安全で安心な社会を実現するためには、再犯の防止に向けた取組は大変重要です。



本県では、これまで、2016(平成28)年12月の再犯の防止等の推進に関する法律の制定とこれに基づく国の再犯防止推進計画を踏まえ、2019(平成31)年3月に「山口県再犯防止推進計画」を策定し、市町をはじめ関係機関等と一体となって再犯防止の取組を推進してまいりました。

こうした中、国において、再犯防止の取組を更に深化させ推進していくため、国や地方公共団体だけでなく、関係機関、民間協力者等を含めた「地域」としての相互連携による支援体制の強化等の新たな理念を掲げた、第二次再犯防止推進計画が2023(令和5)年3月に策定されました。

県としても、県計画の計画期間が満了することから、この度、これまでの取組を検証するとともに、山口県社会福祉審議会及び国関係機関、司法、社会福祉、民間協力者団体等からなる山口県再犯防止推進計画策定委員会の皆様の御意見をお聞きしながら、県が取り組むべき新たな再犯防止の施策の方向性を明らかにした「第二次山口県再犯防止推進計画」を策定いたしました。

この計画においては、「罪を犯した人等が立ち直り、再び地域社会の一員として、共に暮らすことができる、安心・安全な地域共生社会の実現」に向け、これまでの取組に加え、保健医療・福祉的支援における専門的支援等の強化や関係機関・団体等とのネットワークの連携強化等に取り組むこととしています。

私は、今後、この計画に基づき、国や市町、関係団体等と連携しながら、更なる再犯防止の取組を推進してまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願い申し上げます。

2024(令和6)年3月

山口県知事 村岡嗣政

目 次

第 1	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の目的	
2	計画の位置付け	
3	計画期間	
4	再犯防止の取組にかかる本県の現状	
第 2	県取組事項	5
I	就労・住居の確保	6
1	就労の確保	6
2	住居の確保	9
II	保健医療・福祉的支援	11
1	高齢者又は障害のある人等への支援	11
2	薬物依存症者等への支援	15
3	広域・専門的支援	16
III	非行の防止と修学支援	17
IV	関係機関・団体等との連携強化	20
V	広報・啓発活動の推進	21
第 3	成果指標	22
	関係機関等連絡先一覧	25
	用語解説	29
	巻末資料	35

第 1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

全国の刑法犯^{*}の認知件数^{*}は減少し、2021(令和3)年には、戦後最少の約57万件となる一方で、検挙^{*}人員に占める再犯者の人員の比率(再犯者率)は約半数に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

こうした中、2016(平成28)年12月に、再犯防止施策を推進することにより、国民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とした「再犯の防止等の推進に関する法律」(以下、「法」という。)が施行され、2017(平成29)年12月には、再犯防止等に関する政府の施策等を定めた「再犯防止推進計画」が策定されました。

その後、計画策定から5年が経過したことから、成果の検証や今後の課題を整理した上で、2023(令和5)年3月に、「第二次再犯防止推進計画」が策定され、新たに、地域による包摂を推進するための取組等が示されました。

県では、2019(平成31)年3月に策定した「山口県再犯防止推進計画」(第一次計画)に基づき、再犯防止の取組を推進してきたところであり、今般の国計画に新たに示された内容を踏まえ、罪を犯した人等が立ち直り、再び地域社会の一員として、共に暮らすことができる、安心・安全な地域共生社会^{*}の実現に向け、県が取り組む再犯防止の施策の方向性を明らかにするため、第二次計画を策定します。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。

3 計画期間

計画期間は2024(令和6)年度から2028(令和10)年度までとします(5年間)。

なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、市町における再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

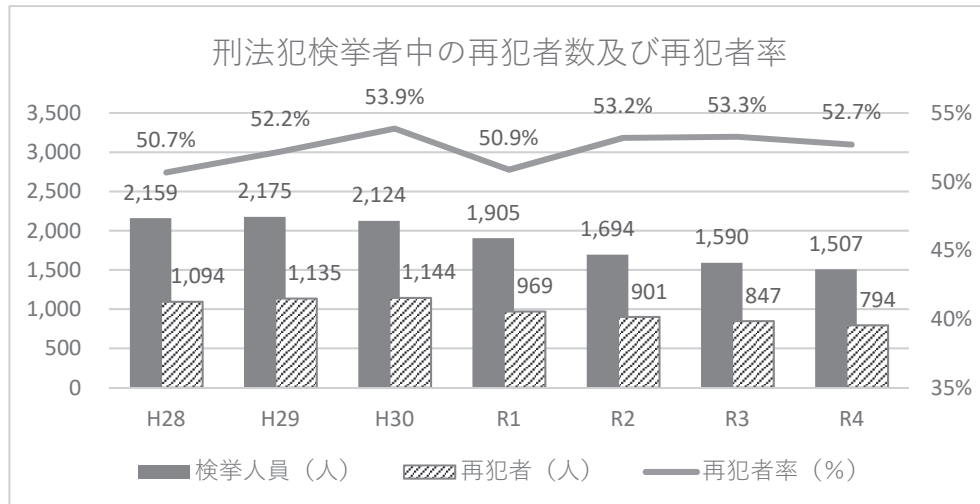
2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2026 年度	2027 年度	2028 年度
第一次計画					第二次計画				

4 再犯防止の取組にかかる本県の現状

第一次計画に基づき、各種施策に取り組み、一定の成果があがってきていますが、再犯者率は横ばいとなっており、引き続き再犯を防止するための取組が必要です。

罪を犯した人たちの更生のためには、地域社会の理解のもと、住居や就労の確保等の支援とともに、個々の対象者が抱える課題に応じた、息の長い支援につなげていくことが重要です。

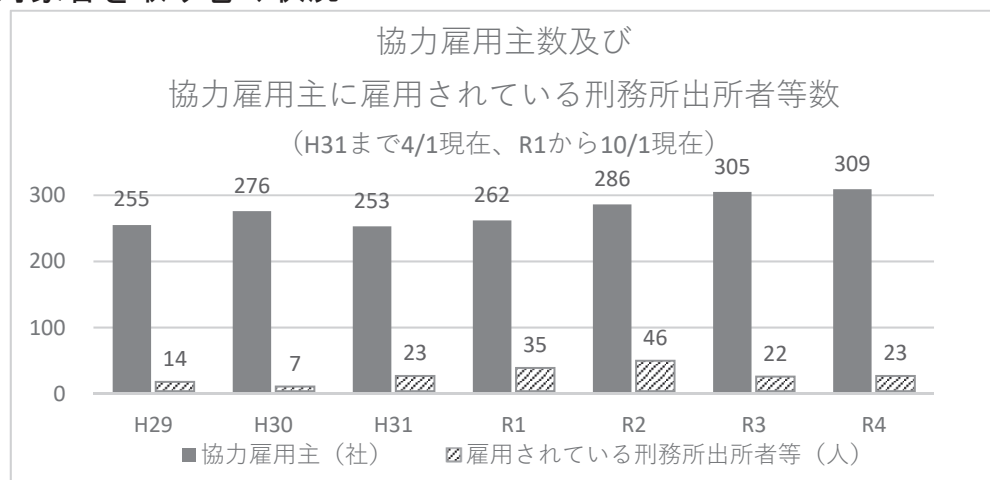
(1) 再犯者数及び再犯者率の推移



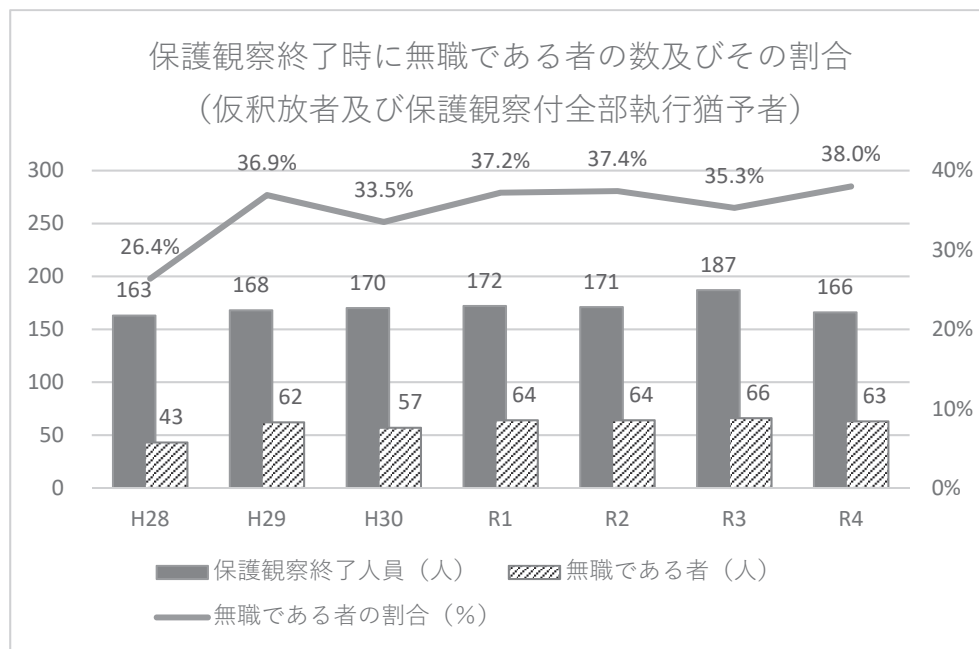
検挙人員、再犯者ともに減少傾向にありますが、再犯者率は横ばいで推移しています。検挙された人の約2人に1人が犯罪を繰り返しており、再犯を防止する取組が必要です。

法務総合研究所の調査によると、自らの再犯の原因について、約5割が「感情をうまくコントロールできなかった」など、自身の内面の問題を挙げていると同時に、「仕事が見つからなかった」や「落ち着いて生活できる場所がなかった」等、安定した生活を送るために必要な環境面の問題も挙げています。

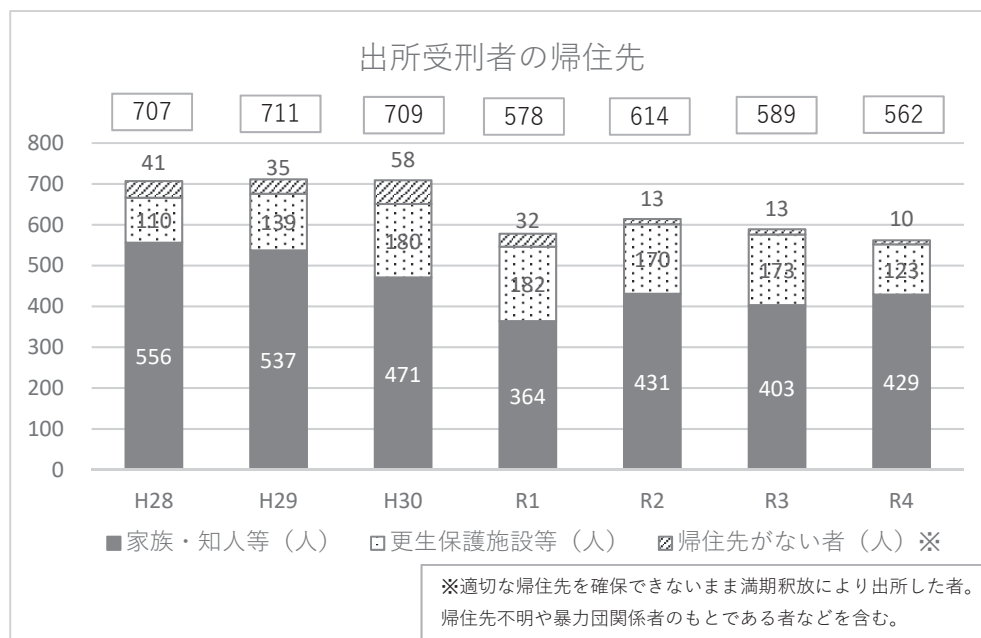
(2) 支援対象者を取り巻く状況



雇用の側面から刑務所出所者等の自立を支える協力雇用主は、近年増加傾向にありますが、実際に雇用されている人数は伸び悩んでいます。協力雇用主の確保だけでなく、雇用に結びつく支援が必要です。

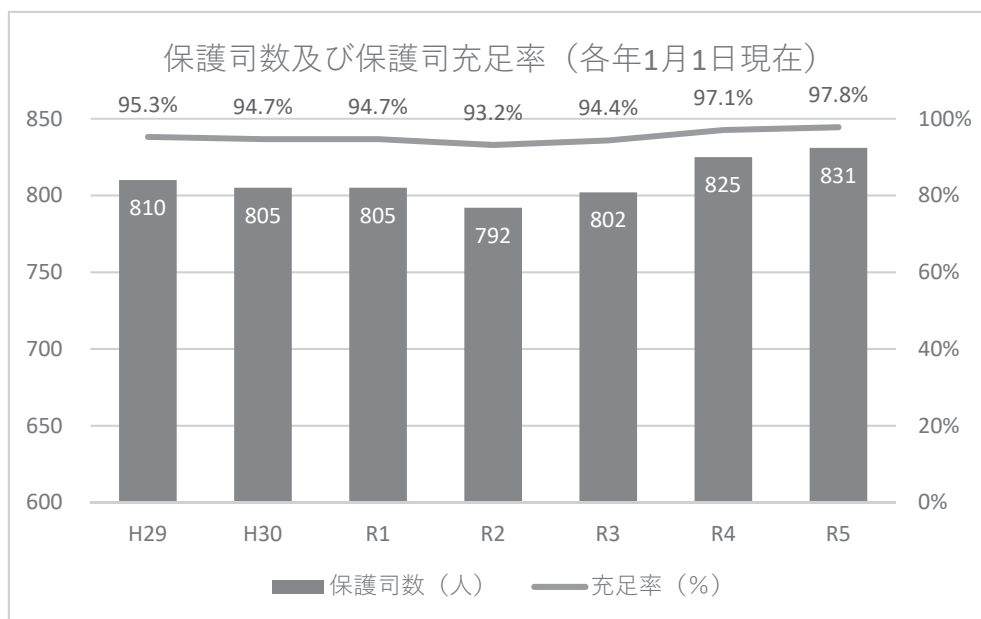


近年、横ばいの状況が続いており、保護観察*が終了した人の約3人に1人が就労先がないまま、地域社会に戻っています。生活の安定のためには就労の確保が重要であり、就労支援の取組が必要です。

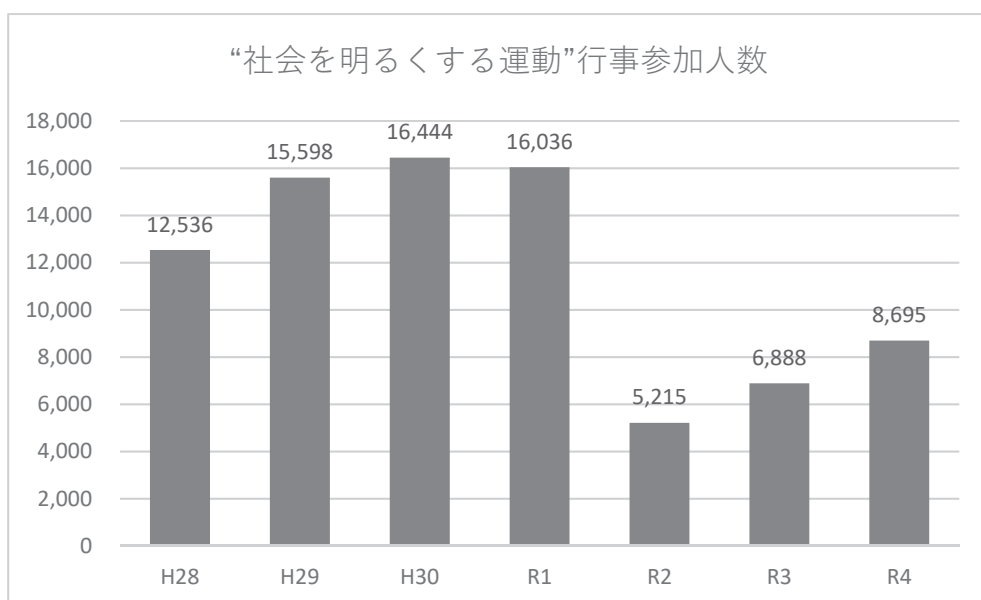


近年、出所受刑者数は減少傾向にありますが、家族・知人等への帰住がかなわない人が一定数います。更生保護施設*等の一時的な居場所を提供し、帰住先を確保する取組が必要です。

(3) 民間協力者を取り巻く状況



犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える保護司[※]は、県では定数 850 名に対し、毎年9割を超す水準を維持しています。しかしながら、保護司の高齢化が課題となっており、担い手確保に向けた取組が必要です。



更生保護[※]への理解を深める“社会を明るくする運動”[※]は、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、2020(令和 2)年以降は行事が制限されたことにより、参加人数が大幅に減少しています。しかしながら、デジタルコンテンツを用いた活動も始まるなど、ウィズコロナにおける活動が徐々に浸透し、参加人数は回復傾向にあります。

第2 県の取組事項

- 山口県再犯防止推進計画は、国との適切な役割分担を踏まえ、地域の実情に応じた施策を実施するため、国の再犯防止推進計画を勘案して、策定します。

【再犯防止推進法（2016(平成28)年12月施行)】

第4条第2項

地方公共団体は、基本理念にのっとり、再犯の防止等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第8条第1項

都道府県及び市町村は、再犯防止推進計画を勘案して、当該都道府県又は市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画（次項において「地方再犯防止推進計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

【第二次再犯防止推進計画（2023(令和5)年3月閣議決定)】

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

- 県では、国の第二次計画を踏まえ、広域自治体として取り組むべき施策について、5つの柱に整理し、その取組の方向性について記載します。

I 就労・住居の確保

- 1 就労の確保
- 2 住居の確保

II 保健医療・福祉的支援

- 1 高齢者又は障害のある人等への支援
- 2 薬物依存症者等への支援
- 3 広域・専門的支援

III 非行の防止と修学支援

IV 関係機関・団体等との連携強化

V 広報・啓発活動の推進

I 就労・住居の確保

1 就労の確保

刑務所に再び入所した人のうち、約7割が再犯時に無職であったことなどを踏まえ、生活の安定のための就労の確保が重要です。

(1) 国等の取組

【就労支援の実施】

- 矯正施設※では、刑務作業※の一環として職業訓練が実施されており、ハローワークにおいては、矯正施設に出向いた職業紹介、職業講話のほか、保護観察対象者への専門の担当者による職業相談の実施等、就労に向けた支援が行われています。

【生活環境の調整※】

- 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、就労や居住の確保等、生活環境の調整に向けた取組が行われています。

【協力雇用主の確保・支援】

- 保護観察所では、就業することが容易でない矯正施設出所者等を雇用し、自立及び社会復帰に協力する「協力雇用主」の確保・支援に取り組んでいます。県内の協力雇用主は、309社となっています。

(2022(令和4)年10月1日現在、出典：法務省資料)

- 矯正就労支援情報センター室(コレワーク)では、協力雇用主等に対し、受刑者等の資格や職歴などの雇用情報の提供や、採用手続の支援、相談窓口サービス等、刑務所出所者等を雇用するためのサポートをしています。

【民間協力者の取組】

- 特定非営利活動法人※である「山口県就労支援事業者機構※」では、協力雇用主確保に向けた広報事業や助成事業等が行われています。
- 済生会山口地域ケアセンターでは、山口刑務所と連携し、介護に関する職業訓練を実施し、資格を取得した矯正施設出所者を介護職員として採用する等の取組が行われています。

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 生活困窮者に対する相談支援

- ・ 県・市町が設置する自立相談支援機関※において、本人の状況に応じた相談支援を行うとともに、ハローワーク等と連携した就労支援に取り組みます。

○ 一般就労が困難な人への就労支援

- ・ 一般就労が困難な人に対し、個々の能力や状況等に応じ、「生活困窮者就労準備支援事業※」や「生活困窮者就労訓練事業※」、「障害者就労支援事業※」等を活用し、一般就労に向けた支援の充実を図ります。

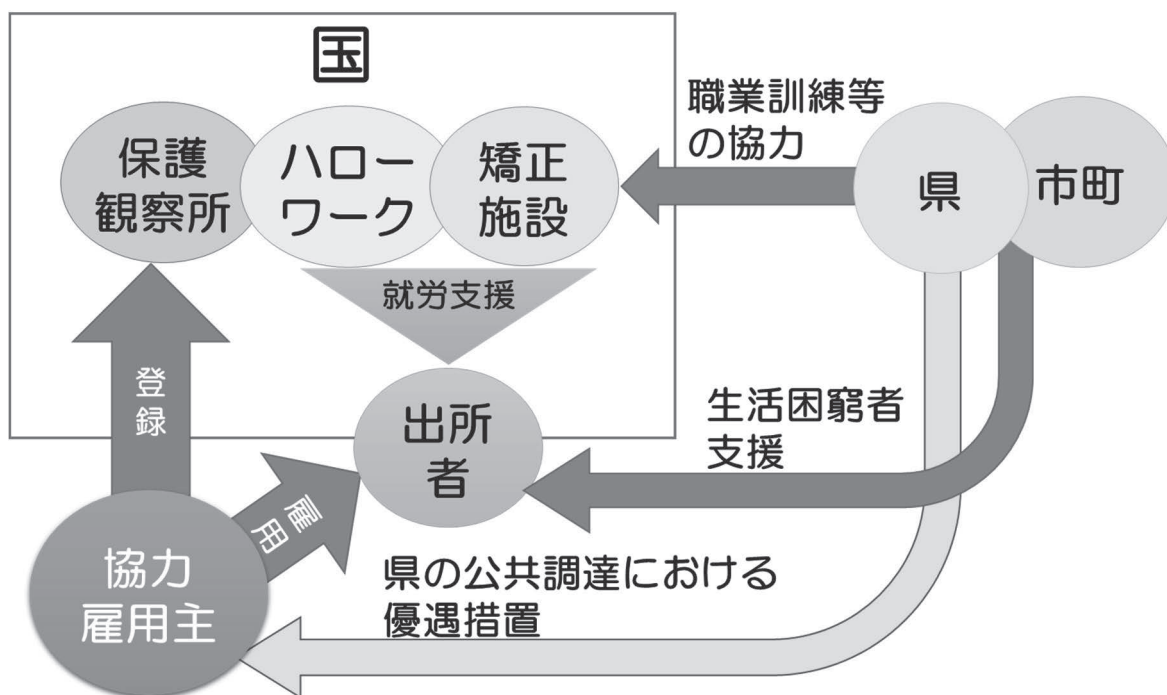
○ 協力雇用主への支援

- ・ 政策入札制度※を通じ、県が発注する公共調達の受注機会を拡大することにより、協力雇用主を支援します。

○ 矯正施設等における取組への協力

- ・ 矯正施設等が行う職業訓練等の取組に対し、必要な協力を努めます。

▼「就労の確保」取組のイメージ



◎ 済生会山口地域ケアセンターの取組

社会福祉法人恩賜財団済生会
山口県済生会山口地域ケアセンター（山口市朝倉町）

□ やまぐち再犯防止プロジェクト

- ・ 2015（平成27）年、刑務所出所者の再犯防止を目的として、山口刑務所と済生会山口地域ケアセンターとの間で「やまぐち再犯防止プロジェクト」に係る協定を締結。
- ・ 雇用ニーズの高い「介護職」に関する資格が取得できるよう、山口刑務所が行う職業訓練「介護福祉科」において、「介護福祉士実務者研修」を実施。

【取組の特徴】

- 2015（平成27）年から、出所後に介護関係の職場への就労を希望する受刑者を対象として、「介護職員初任者研修」（※）を開始し、2017（平成29）年からは、「介護福祉士実務者研修」が行われています。
（※）2017（平成29）年に終了しました。

- これまで、済生会から延べ689人の職員が派遣され、初任者研修71人、実務者研修48人が修了しました。（2022（令和4）年度末実績）

- 資格取得から就職まで一体的に支援を行う取組として、2016（平成28）年には、最初の内定者が誕生し、これまで、計8人が済生会山口地域ケアセンターにおいて採用されています。

- 済生会を中心に、山口市や山口刑務所等国関係機関、関係団体等により「山口圏域生活支援協議会」が組織され、犯罪をした人等の社会復帰への支援に関するケース検討や情報の共有等が行われています。



山口刑務所での採用面接

□ 自立準備ホーム※「なでしこ女子寮」

- ・ 2017（平成29）年、山口保護観察所からの委託を受け、自立準備ホーム「なでしこ女子寮」の運営を開始。

【取組の内容】

- 刑務所等出所後、帰住先が決まらず、行き場のない人に対し、一時的な宿泊場所や食事が提供されています。
- 山口地域ケアセンターの医療ソーシャルワーカーや看護職員等により、就労支援や生活指導など、自立した生活に向けた支援が行われています。



なでしこ女子寮での生活支援

2 住居の確保

刑務所満期出所者のうち約4割が、適当な帰住先が確保されないまま刑務所を出所していること、また、住所が定まらないことから、福祉サービスを受けることが困難となっており、生活の安定のための住居の確保が重要です。

(1) 国等の取組

【生活環境の調整】

- 保護観察所では、出所に向け、帰住予定地の保護観察所と連携しながら、就労や住居の確保等、生活環境の調整に向けた取組が行われています。また、更生保護施設や自立準備ホームのあっせんにより、一時的な帰住先の確保の取組が行われています。
- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センター※（県社会福祉協議会に設置）が一体となって、社会福祉施設等への入所等の調整（いわゆる特別調整※）が行われています。

【住宅セーフティネット制度※】

- 住宅確保要配慮者※の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度や、居住支援協議会※の仕組みなど、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を図るための住宅セーフティネット制度を創設し、制度の円滑な運用を図っています。

◎ 一時的な帰住先について

刑務所等を出所した後、帰る家のない人が自立できるまでの間、一時的に住むことのできる民間の施設があります。

○ 更生保護施設

法務大臣の認可を受けて更生保護事業を営む更生保護法人によって運営されており、現在、山口県には「ひまわり寮」（山口市）と「たちばな荘」（下関市）の2施設があります。保護している人の特性等に応じ、生活指導をはじめとした必要な指導や援助等を行い、その再出発を支えています。（2022（令和4）年度末時点）



ひまわり寮（山口市）

○ 自立準備ホーム

あらかじめ保護観察所に登録されたNPO法人や社会福祉法人等によって運営されており、現在、山口県には7施設あります。（2022（令和4）年度末時点）



たちばな荘（下関市）

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 住宅セーフティネット制度による民間賃貸住宅への円滑な入居促進

- ・ 民間賃貸住宅の所有者等に対し、住宅セーフティネット制度の周知を図り、入居可能な住宅の登録を促進します。
- ・ 県、市町、不動産関係団体、居住支援団体※等からなる「山口県居住支援協議会」の枠組みを活用し、住宅の情報提供などを行い、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に努めます。

○ 公営住宅での受入れ

- ・ 公営住宅の入居に関する相談窓口や募集状況等について、ホームページ等を活用した情報の提供に努めます。

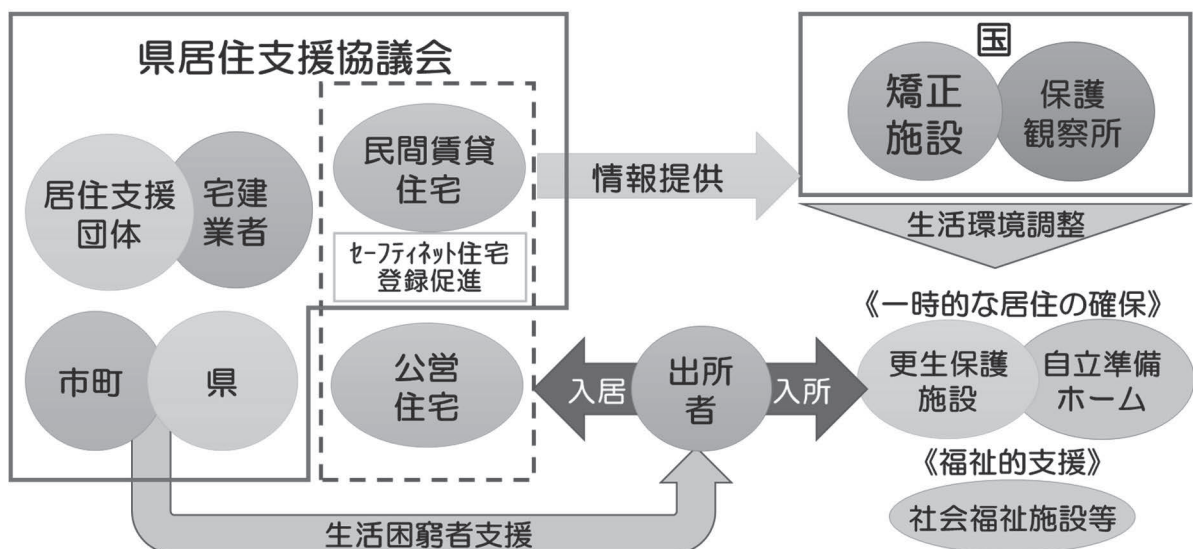
○ 生活困窮者に対する相談支援等

- ・ 県・市町が設置する自立相談支援機関において、本人の状況に応じ、住居の確保に向けた相談支援を行います。
- ・ 離職等により、住居を失うおそれのある人に対して、「住居確保給付金※」の支給等を通じ、継続的な住居の確保に向けた支援を行います。

○ 一時的な居住の確保

- ・ 生活困窮者自立支援制度における「一時生活支援事業※」の実施等、市町の実情に応じた取組を促進します。

▼「住居の確保」取組のイメージ



Ⅱ 保健医療・福祉的支援

高齢者や障害がある人等、適切な支援がなければ、自立した社会生活を送ることが困難な人に対しては、円滑な社会復帰や再犯の防止に向け、保健医療・福祉的支援に取り組むことが重要です。

1 高齢者又は障害のある人等への支援

(1) 国等の取組

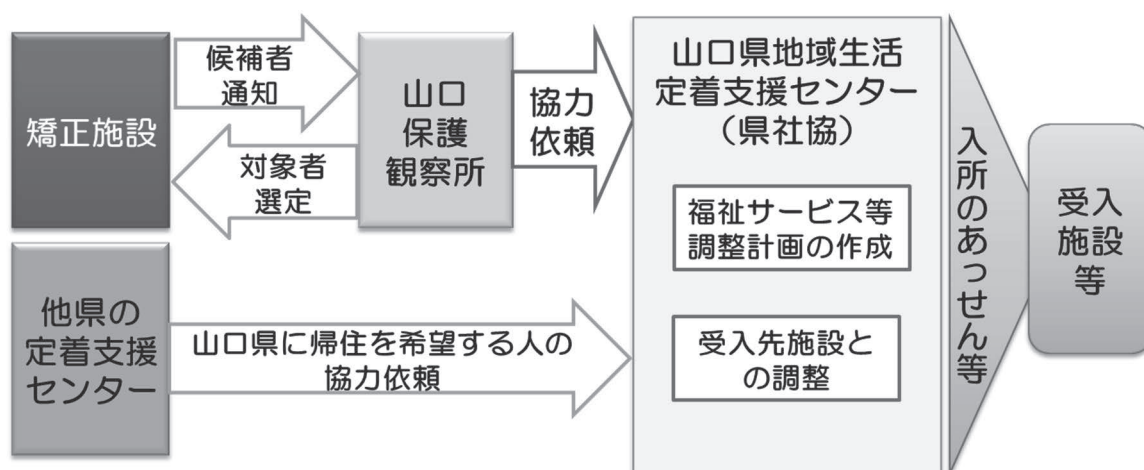
【矯正施設等における福祉的支援】

- 高齢者や障害のある人等、矯正施設出所にあたり、特別な配慮や支援が必要な人に対しては、矯正施設、保護観察所、県地域生活定着支援センターが一体となって、社会福祉施設等への入所等の調整（いわゆる特別調整）が行われています。
- また、高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後に、円滑に福祉サービスが利用できるよう、サービス受給のための各種手続を進めるなど、県、市町等と連携した取組が行われています。

【刑事司法手続※の入口段階での支援】

- 矯正施設出所者だけではなく、起訴猶予※者等においても、保健医療・福祉的支援が必要な場合があり、検察庁※においては、保護観察所や福祉関係機関等と連携し、適切な受入施設等のコーディネートを行う「つなぎ支援」が実施されています。
- 県弁護士会においては、福祉専門職と連携した弁護活動が行われています。また、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会の四会連携により、刑事司法手続の入口段階での具体的な支援のあり方について、検討が進められています。

▼特別調整の支援の流れ



(2) 県取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組めます。

○ 県地域生活定着支援センターの取組の充実

- ・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所後、必要な保健医療・福祉サービスを利用できるよう、保護観察所や市町等と連携し、円滑な調整を行うとともに、相談支援機能の充実を図ります。
- ・ 刑事司法手続の入口段階にある被疑者※・被告人※等で高齢又は障害等により自立した生活を営むことが困難な人に対して、釈放後ただちに福祉サービス等を利用できるように支援を行います。
- ・ 犯罪をした人等の社会復帰や、保護司等民間協力者の活動を支援するため、ホームページ等を活用し、福祉サービスや日常生活支援等に関する情報発信の充実を図ります。

○ 特別調整の対象とならない人への支援

- ・ 特別調整に準ずる人※への支援として、福祉的支援が必要な人に対し、福祉サービスの利用支援や福祉施設等への入所のあっせん等を行います。
- ・ 保護観察期間が終了する人への支援として、福祉的支援が必要な人に対し、個人のニーズに応じた帰住先確保等の支援や、日常生活上の相談や福祉サービスを利用するための相談窓口等へのつなぎ支援を行います。

○ 地域における福祉的支援

- ・ 保護司や民生委員※、社会福祉協議会等との連携を強化し、見守り・支え合い体制の充実や日常生活自立支援事業※の利用等、日常生活における福祉的支援を進めます。

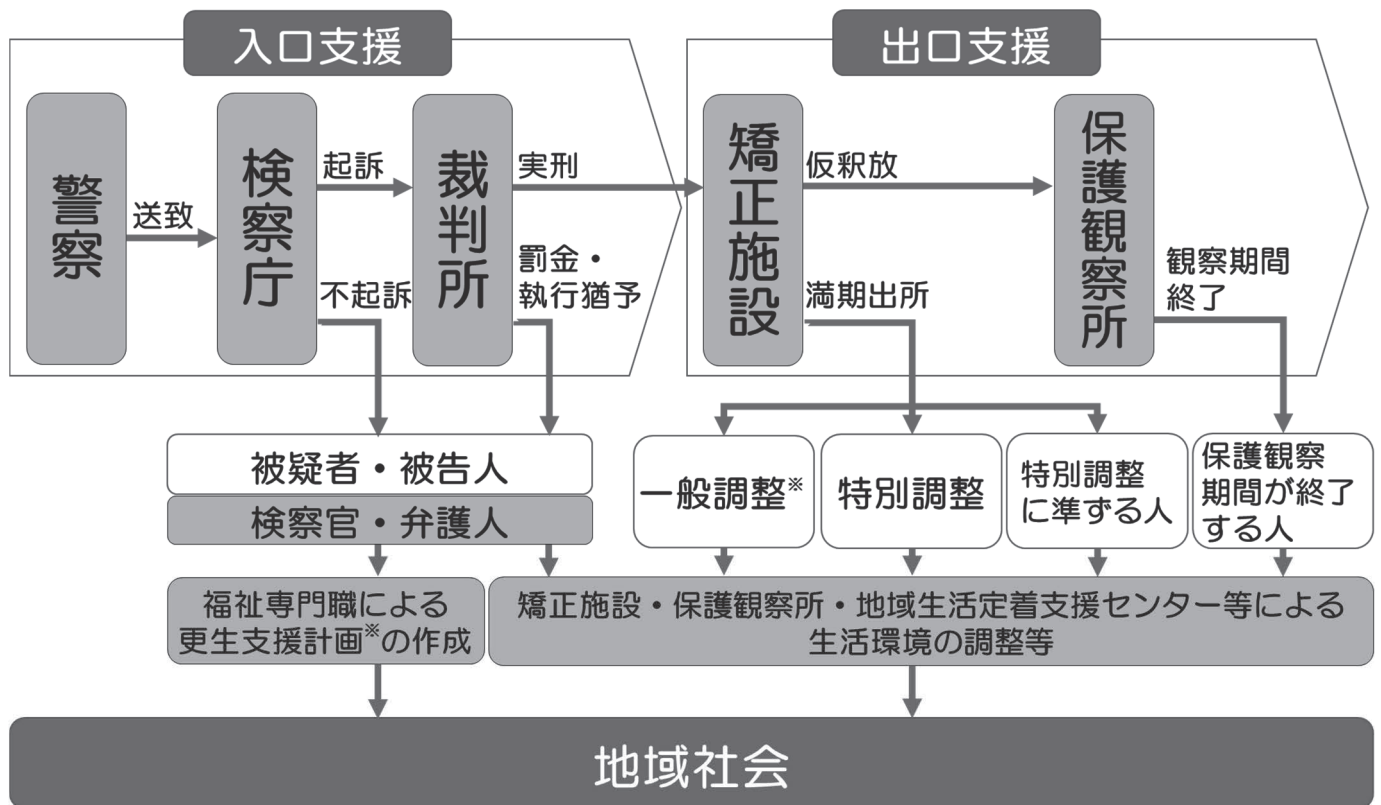
○ 市町の相談窓口や社会福祉施設等の理解促進

- ・ 市町の相談窓口や社会福祉施設等に対し、犯罪をした人等の社会復帰に向けた支援について、理解を促進します。

○ 矯正施設等における福祉的支援への協力

- ・ 高齢者や障害のある人等が、矯正施設出所に向け、福祉サービス利用のための各種手続等が円滑に行えるよう、矯正施設等の取組に協力します。

▼ 段階に応じた支援のイメージ



◎ 四会連携運営会議の取組

四会連携運営会議（事務局：県社会福祉協議会）
 [県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会]

- 矯正施設出所者に対する支援だけでなく、被疑者・被告人等についても、必要な福祉的支援につなげることが重要です。
- 被疑者・被告人等への支援に向け、県弁護士会、県社会福祉士会、県精神保健福祉士協会、県社会福祉協議会の4団体が連携し、そのあり方について、司法と福祉の職種を越えた研修が行われています。

研修テーマの例

- ・ 刑事事件に関わる際の福祉職の立ち位置
- ・ 更生支援計画の作成
- ・ 模擬裁判
- ・ アディクション（薬物依存）



専門職が一堂に会する研修

◎ 山口県地域生活定着支援センターの取組

県では、2009（平成21）年より、県社会福祉協議会に「山口県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設出所者及び被疑者、被告人等への支援を行っています。

○ 全国の地域生活定着支援センターと連携した取組

地域生活定着支援センター（以下「定着」という）では、山口保護観察所からの要請を受け、県内の矯正施設出所者で県内に帰住を希望する人に対し、福祉施設等への入所のあっせんや福祉サービスの利用手続の支援などを行っています。

また、県外に帰住を希望する人に対しては、県外の定着に支援を依頼するほか、他県の刑務所から県内に帰住を希望する人に対しては、本県の定着で支援を行っています。

○ 県社会福祉協議会のネットワークを活かした福祉的支援

支援の実施には、関係機関・団体等の理解や協力が必要であり、県や国関係機関、福祉関係団体で構成する「地域生活定着支援センター連絡会議」を設置し、福祉サービス等の利用調整を行っています。



地域生活定着支援センター
連絡会議

○ これまでの支援の実績

2009（平成21）年の設置から2022（令和4）年度末までに、山口保護観察所や県外の定着から計205件の依頼を受け、高齢者施設や障害者施設、民間住宅等への入所、入居等のあっせんを行ってきました。

【帰住先確保の実績】

（単位:件）

	福祉施設、 民間住宅等	更生保護施設、 自立準備ホーム	調整不可等	小計	総計
県内帰住	43	36	17	96	205
県外帰住 （県外定着へ依頼）	70	29	10	109	

2 薬物依存症者等への支援

覚醒剤取締法違反の出所受刑者は、他の罪と比べて再入率が高く、短期間に犯罪を繰り返しやすい特徴があります。また、近年は若年者の大麻取締法違反の検挙者数が増加しており、大麻の乱用防止に向けた取組を進めるとともに、依存症者への支援にあたっては、薬物、アルコール、ギャンブルなどの依存症は原因と症状に類似性を持つことから、関係機関が連携した取組が重要です。

(1) 国等の取組

【広報・啓発活動の充実】

- 薬物乱用を許容しない環境づくりが最大の再犯防止策であることを踏まえ、薬物乱用を未然に防止するため、広く国民に対し、効果的な広報・啓発を実施しています。

【効果的な指導の実施】

- 矯正施設では、専門プログラムにより回復に向けた指導を実施するとともに、関係機関と連携した生活環境の調整や社会復帰支援の充実が図られています。

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 県薬物乱用対策推進本部※を中心とした総合的な取組の推進

- ・ 薬物乱用防止指導員※や薬物乱用防止推進員※等と連携し、学校等を通じた児童・生徒・学生への普及啓発に取り組みます。
- ・ 薬物依存症に関するリーフレットの作成や、街頭キャンペーン等を通じた地域住民への普及啓発、デジタルツール等の媒体を活用した効果的な広報・啓発に取り組みます。
- ・ 精神保健福祉センター※等における個別相談や「家族教室※」の開催、DARC（ダルク）※が行う「薬物ミーティング」への協力等、依存症者本人や家族への支援に取り組みます。
- ・ 薬物依存症等に対する医療機関の取組拡大に努めます。

○ 様々な依存症者への支援

- ・ 精神保健福祉センターでは、薬物のほか、アルコールやギャンブル依存症に関する相談について、本人やその家族等に対する相談支援を行います。
- ・ 依存症者等が参加する自助グループへの支援を行うとともに、回復支援にあたり、病院やその他関係機関との相互協力に努めます。

3 広域・専門的支援

再犯の防止のためには、罪種ごとに認められる特徴や各個人の特性を的確に把握し、それらに応じた効果的な指導等を行うことが重要です。刑事司法手続を離れた者が、地域社会で特性に応じた支援を受けることができる体制づくりを進めていくことが重要です。

(1) 国等の取組

【特性に応じた指導等の充実】

- 矯正施設では、被虐待体験や摂食障害等の問題を抱える女性や暴力団関係者等再犯リスクが高い者、ストーカー加害者等、それぞれの対象者の特性に応じた指導や支援の充実が図られています。

(2) 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 特性に応じた効果的な支援の充実

- ・ 生活困窮、性暴力・性犯罪被害、家庭関係破綻等、困難な問題を抱える女性の自立に向けて、男女共同参画相談センターを中核として多様な支援を包括的に提供する体制を整備し、関係機関及び民間団体と協働しながら、相談支援やアウトリーチ支援、居場所の提供等、女性に寄り添ったきめ細かな支援を行います。
- ・ 暴力追放運動推進センターにおいて、暴力団を離脱し、更生する意思を有している者に対し、更生援助金を支給します。
- ・ 県内企業24社が加盟する「山口県暴力団員社会復帰対策協議会」において、暴力団を離脱した就労希望者の受入可能先となって支援を行います。
- ・ 精神医学的治療制度として、ストーカー加害者に対し、精神科医や臨床心理士への受診勧奨を行うとともに、精神科医等からの助言を踏まえて、警察官が当該加害者への対応を行います。

◎ 山口DARCについて

DARC（ダルク）は、薬物やアルコール依存症から回復するための民間のリハビリ施設で、依存症から回復した経験を持つ職員によって運営されています。入所や通所により仲間同士で共同生活を送りながら、プログラムを実施し回復を目指します。

山口DARCは、2022（令和4）年に県内初のダルクとして設立された入寮制の施設で、自助グループに参加するプログラムを基本に、心と体の健康を取り戻し社会復帰することを目標とした支援を行っています。

Ⅲ 非行の防止と修学支援

非行は、家庭、学校、地域の問題が複雑に絡み合っており、それぞれの緊密な連携のもと、一体的な非行防止と修学支援を推進していくことが重要です。

1 国等の取組

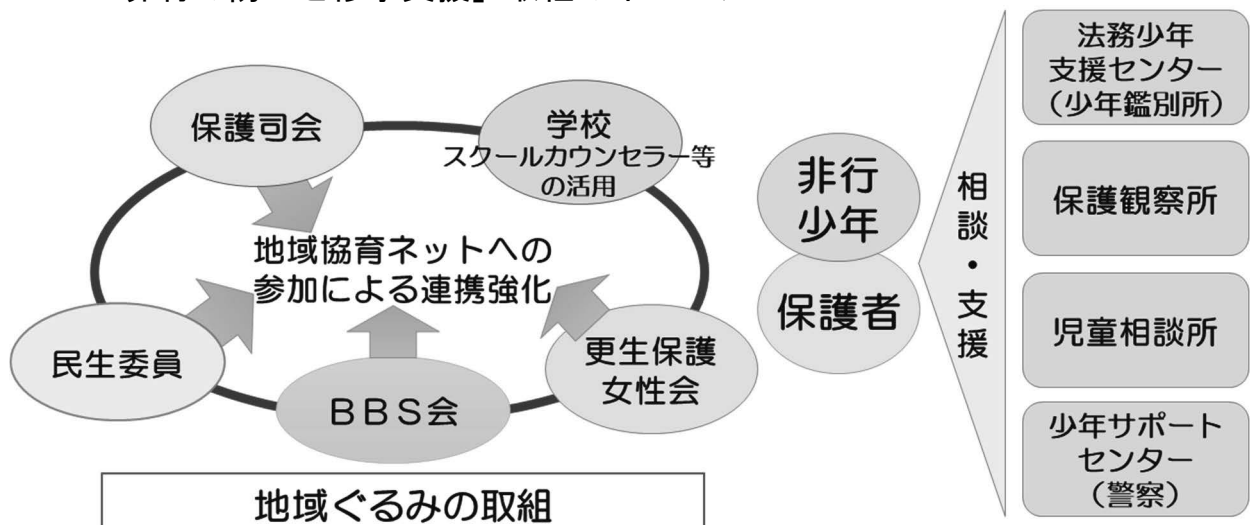
【法務少年支援センター※】

- 少年鑑別所※では「法務少年支援センター」を設置し、非行犯罪防止に関するノウハウの地域への還元や、カウンセリングの実施等、非行傾向のある少年及びその家族等への支援が行われています。

【民間協力者の取組】

- 保護司は、非行少年等の更生保護活動を担っており、多くの保護区で、学校連携部会を設置し、コミュニティ・スクール※に参画する等の取組が行われています。
- 更生保護女性会※では、保護観察対象者の社会貢献活動への協力のほか、地域におけるあいさつ運動、見守り活動など、学校と連携した取組等が行われています。
- BBS会※では、非行少年等に対し、兄や姉のような立場から、立ち直りを支援するとともに、非行防止に向けた活動が行われています。

▼「非行の防止と修学支援」取組のイメージ



2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 学校・地域が一体となった非行防止や修学支援の充実

- ・ 全ての公立学校にスクールカウンセラー※を配置するとともに、スクールソーシャルワーカー※の活用等により、いじめや不登校への対応など、一人ひとりの状況に応じた相談支援を行います。
- ・ 保護観察の処分を受けた少年の再非行の防止や修学支援に向け、保護司（保護司会）と学校の連携強化を進めるとともに、国関係機関と学校関係機関の相互協力に努めます。
- ・ 保護司会や更生保護女性会、BBS会、民生委員等との連携を強化し、地域ぐるみで子どもを育む「地域協育ネット」※を活用した非行防止の取組の充実を図ります。
- ・ 児童相談所※や少年サポートセンター※（警察）における、相談支援等の充実を図ります。
- ・ 市町、学校、地域等が連携して、子どもの居場所づくりや生活困窮家庭・ひとり親家庭等の学習支援を行います。
- ・ 法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所）の専門的な相談支援機能と連携し、効果的な非行防止の取組を進めます。

◎ 保護司会の取組

多くの保護司会で、「学校連携部会」を設置するなど、保護司と学校との連携が進んでいます。地区によっては、保護司がそれぞれ担当する学校を持ち、学校運営協議会の委員に就任するなど、先駆的にコミュニティ・スクールへの参画に取り組んでいます。



保護司と地域が
連携した防犯活動

また、コミュニティ・スクールの取組を通じ、地域ぐるみで子どもを育む仕組みである地域協育ネットを活用し、保護司による地域の子どものための学習支援や地域の防犯活動なども行われています。



夏休みの学習支援

◎ 山口少年友の会の活動

少年友の会は、家庭裁判所と協力し、主として非行少年の立ち直りをサポートする活動を行うために設立されたボランティア団体で、全国の家庭裁判所所在地に存在します。山口県においても2007（平成19）年12月に設立され、15年以上の長きにわたり、活動してきました。



正会員は調停委員、弁護士、学生から構成されており、現在117名となっています。

主な活動は、親子関係に困難を抱える少年の親代わりの立ち位置で、付添人として少年に寄り添い、少年鑑別所での面会や、少年審判手続において少年のためにふさわしい処分を求めたり、試験観察になった場合には、学生会員による学習支援を行うなどの活動をしています。

また、会員相互の親睦を深めつつ、非行少年についての理解を深めるために施設見学等の研修を実施しています。その他、家庭裁判所調査官が行う被害を考える講習や社会奉仕活動などにも協力しています。

IV 関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした人等が地域社会の一員として包摂され、立ち戻ることができる環境の整備を進めるため、国と地方公共団体だけでなく、地域社会における関係機関、民間協力者等が相互に連携し支援する体制が重要です。

県内では、保護司(830人)や更生保護女性会(会員3,064人)、BBS会(会員94人)等、多数の民間協力者が活発に活動されており、更生保護や非行防止の取組を支えています。(人数は2023(令和5)年4月1日現在、BBS会のみ2023(令和5)年1月1日現在。出典：山口保護観察所資料)

1 国等の取組

【地方公共団体の取組への支援】

- 国においては、地方公共団体の再犯防止の推進にむけた取組の促進や、情報・知見の提供をしています。

【地域における支援の連携強化】

- 保護観察所では、更生保護に関する専門的知識を活用し、地域住民、地方公共団体、民間団体等からの相談に応じて必要な情報の提供や助言を行うなど、支援の充実を図っています。

2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 関係機関との連携強化

- ・ 就労・住居・福祉等、支援の内容に応じた連携を強化します。
- ・ 国や県、市町、関係機関・団体で構成する「やまぐち再犯防止推進ネットワーク」を活用して、再犯防止の取組にかかる情報共有や意見交換等を実施し、関係者間での相互連携を強化します。

○ 保護司等民間協力者との連携強化

- ・ 保護司会、更生保護女性会、BBS会等、民間協力者団体が実施する研修会への協力等、関係団体との連携を強化します。
- ・ ホームページ等を通じ、県や市町の施策や、保健医療・福祉サービスの相談窓口などの情報提供等を行い、民間協力者の日々の活動を支援します。

V 広報・啓発活動の推進

犯罪や非行の防止と、犯罪をした人等の更生について、広く県民の理解を深めるとともに、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない地域社会を築くことが重要です。

1 国等の取組

【社会を明るくする運動】

- 全国的な取組である「社会を明るくする運動」については、本県では県内98の機関・団体により県推進委員会が組織され、概ね市町ごとに設置された地区推進委員会と連携し、全県的な取組が行われています。

本運動では、地元の保護司会を中心に、首長への総理大臣メッセージ伝達、街頭での啓発活動や講演会等、積極的な広報・啓発活動を展開しているほか、小・中学生に対して本運動の理解を深めてもらうことを目的として、作文コンテストを実施しています。

(2022(令和4)年関連行事参加者数8,695人、作文コンテスト応募数：小学生1,106点、中学生2,224点 出典：法務省資料)

2 県の取組

県では、国等の取組を踏まえ、次の事項に取り組みます。

○ 犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解促進

- ・ 「社会を明るくする運動」を通じ、犯罪や非行の防止と更生に関する県民の理解を促進するための、全県的な広報・啓発活動に取り組みます。

(参考) 「社会を明るくする運動強調月間」 : 7月

法に基づく「再犯防止啓発月間」 : 7月

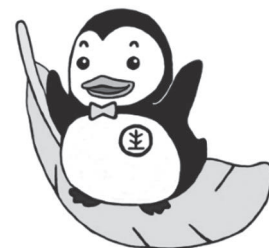
- ・ 「山口県再犯防止推進ポータルサイト」を通じ、県や市町の取組、関係機関、団体等の紹介などの情報発信を行い、再犯防止の取組にかかる、普及・啓発に取り組みます。

○ 犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進

- ・ 「やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会※」を中心に、地域ぐるみの防犯活動等を通じ、県民の防犯意識向上に取り組みます。

しあわせ 「幸福の黄色い羽根」

「幸福の黄色い羽根」は、犯罪のない幸福で明るい社会を願うシンボルとして使用されており、保護司をはじめとして地域の安全・安心に向けた取組にご理解とご協力をいただいた多くの方々に広く着用いただいています。



その由来は、更生保護のシンボルマークであるヒマワリの黄色と、刑期を終え出所した男性をあたたかく迎える夫婦愛を描いた映画「幸福の黄色いハンカチ」（1977（昭和52）年、山田洋次監督）から着想を得て、長崎地区保護司会が2009（平成21）年に“社会を明るくする運動”での活用を始めたものであり、2011（平成23）年からは全国で“社会を明るくする運動”への賛同を示す身近な協力のしるしとして使用されています。

2014（平成26）年12月16日に開催された犯罪対策閣僚会議で、再犯防止に関する宣言「犯罪に戻らない・戻さない」が決定された際、政府一丸となって、犯罪のない幸福で明るい社会作りに取り組む決意を示すため、全閣僚が「幸福の黄色い羽根」を着用されました。「幸福の黄色い羽根」を胸に、地域の安心・安全のため、犯罪や非行のない明るい社会づくりへのご協力をお願いします。



第3 成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙者中の再犯者数を20%以上減少させる

基準値：794人（2022（令和4）年）



目標値：635人（2028（令和10）年）

県内の矯正施設の概要

県内には4つの矯正施設があり、処遇の充実や社会復帰等の支援に向けて、地域や関係機関と連携した取組が行われています。

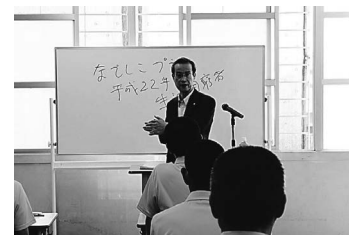
◎ 山口刑務所（所在地：山口市松美町）

【施設の概要】

設 置：1872（明治5）年 旧山口藩明倫館の一部の兵学寮を改造し、
徒場・懲役場として転用（山口監獄の起源）
1922（大正11）年 「山口監獄」から「山口刑務所」へ改称
収容定員：547名

【施設の特徴】

- 主に26歳以上の犯罪傾向の進んでいない男子受刑者を収容しています。
- 全国の刑務所に収容されている受刑者を受け入れて職業訓練を行う、全国に7施設の総合訓練施設の一つとして、社会復帰に資する知識、技能、資格の付与等に向けて、介護福祉科、理容科、CAD技術科等、12種目が実施されています。
- 介護福祉科においては、済生会山口地域ケアセンターとの連携により、「介護福祉士実務者研修」が実施されています。



済生会による研修の様子

◎ 岩国刑務所（所在地：岩国市錦見）

【施設の概要】

設 置：1872（明治5）年 「岩国監倉」設置
1922（大正11）年 「岩国少年刑務所」発足（監獄官制の改正）
1989（平成元）年 「岩国刑務所」（女子刑務所）として改組
収容定員：357名（女子）

【施設の特徴】

- 中国地方唯一の女子刑務所です。
- 地域の医療、福祉等の専門家と連携し、女子受刑者特有の問題に着目した処遇が実施されています。
- 地域の方の協力を得ながら、学童期の子がいる受刑者が子育てについて学ぶ「子育て支援講座」や、高齢の受刑者が円滑に社会参加するためのコミュニケーションに関する講座等が実施されています。



地域の方の協力による講座の様子

◎ 美祢社会復帰促進センター（所在地：美祢市豊田前町）

【施設の概要】

設 置：2007（平成19）年4月 全国初のPFI手法を活用した官民協働の刑務所として発足。

収容定員：1,296名（男子500名、女子796名）

【施設の特徴】

- PFI事業者により施設整備が行われ、運営の一部も民間事業者に委託されています。
- 施設内の一般食堂の地域住民への開放や、市立保育園の敷地内への移転・開園など、地域との共生を図りながら運営されています。
- 美祢市、(株)小学館集英社プロダクション、ヤフー(株)との連携により、ネットストアの開設・運営に関する職業訓練が実施されており、制作したショッピングサイトは「道の駅おふく」で実際に活用されています。



ネット販売実務科の講義の様子

◎ 山口少年鑑別所（所在地：山口市中央）

【施設の概要】

設 置：1949（昭和24）年 「山口少年観護所」「山口少年鑑別所」として発足
1950（昭和25）年 「山口少年保護鑑別所」へ改称
1952（昭和27）年 「山口少年鑑別所」へ改称
2015（平成27）年 「法務少年支援センター山口」を併置

収容定員：29名

【施設の特徴】

- 非行・犯罪に関する問題や、思春期の子どもたちの行動理解等に関する知識やノウハウを活用し、関係機関・団体との連携により、非行・犯罪の防止や青少年の健全育成に関する活動支援が行われています。
- 2018（平成30）年10月、県警察との間で、少年の立ち直り支援に関する協定が締結され、非行などの問題を起こした少年について、本人と保護者の同意を得た上で、県警察から情報の提供を受け、問題行動の分析と今後の対応策等を県警察にフィードバックするなど、双方の連携による、再非行の防止や立ち直り支援の取組が行われています。



山口県警察と山口少年鑑別所による協定の締結

関係機関等 連絡先一覧

■就労についてお困りの方

生活困窮者自立相談支援機関	
主な支援内容	就労に悩みを抱え生活に困窮している方、生活保護に至るおそれがある方に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援を行います。
連絡先	お住まいの市町の自立相談支援機関（厚生労働省 HP） URL: https://minna-tunagaru.jp/ichiran/yamaguchi/#a-02
ハローワーク	
主な支援内容	矯正施設や保護観察所等から協力依頼がされた方に対して、関係機関と連携して専門援助窓口での特別な就労支援を行います。
連絡先	山口労働局管内のハローワーク一覧（山口労働局 HP） URL: https://jsite.mhlw.go.jp/yamaguchi-roudoukyoku/hw.html
協力雇用主	
主な支援内容	前歴を開示して就職を希望する刑務所出所者等に対して、犯罪・非行をした人であるという事情を理解した上で雇用し、自立や社会復帰を支援します。
連絡先	協力雇用主制度について（法務省 HP） URL: https://www.moj.go.jp/hogo1/soumu/hogo02_00030.html

■住居についてお困りの方

山口県居住支援協議会	
主な支援内容	低額所得者や更生保護対象者等、住宅の確保に特に配慮を要する方に対して、民間賃貸住宅に円滑に入居できるよう、住宅情報の提供や相談等、住まい探しを支援します。
連絡先	山口県居住支援協議会 HP URL: https://yamaguchi-kyojushien.org/
公営住宅	
主な支援内容	住宅に困窮する低額所得者の方に対して、低廉な家賃で公営住宅を提供します。
連絡先	県営住宅について（県 HP） URL: https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/135/24221.html 市町営住宅については、お住まいの市町にお尋ねください。
生活困窮者自立相談支援機関	
主な支援内容	住居に悩みを抱え生活に困窮している方、生活保護に至るおそれがある方に対して、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、支援を行います。
連絡先	お住まいの市町の自立相談支援機関（厚生労働省 HP） URL: https://minna-tunagaru.jp/ichiran/yamaguchi/#a-02

■高齢者や障害のある方

山口県地域生活定着支援センター	
主な支援内容	高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定の方に対して、矯正施設を退所した後も地域で暮らし続けることができるよう、保護観察所・矯正施設等と連携・協働しながら社会復帰を支援します。
連絡先	山口県社会福祉協議会 生活支援部 TEL:083-924-2818
県・市町社会福祉協議会	
主な支援内容	高齢者・障害者等の権利擁護の推進や、生活困窮者への経済的支援の推進等、地域住民の生活の困りごとの相談を受け、安心して生活ができるよう支援します。
連絡先	県内の社会福祉協議会（山口県社会福祉協議会 HP） URL: https://www.yamaguchikensyakyō.jp/link/kennai/

■依存症についてお困りの方

山口県精神保健福祉センター	
主な支援内容	アルコール・薬物・ギャンブル依存症の方からの電話相談を受け、専門医療機関を紹介します。また、薬物依存症者の家族を対象とする家族教室を開き、正しい知識と回復につながる対応と一緒に考えます。
連絡先	心の健康電話相談 （月～金（祝日・年末年始を除く）9：00～11：30、13：00～16：30） TEL:083-901-1556
依存症専門医医療機関	
山口県立こころの医療センター ＜アルコール健康障害、薬物依存症＞ 山口県宇部市東岐波 4004-2 TEL:0836-58-2370	
医療法人信和会 高嶺病院 ＜アルコール健康障害、ギャンブル等依存症＞ 山口県宇部市大字善和 187-2 TEL:0836-62-1100	

■広域・専門的支援が必要な方

山口県男女共同参画相談センター	
主な支援内容	性別による差別的取扱いや夫婦や家庭の問題、配偶者や交際相手等からの暴力、ストーカー被害等の問題に関することなど、県民の皆さんの様々な悩みごとの相談に応じています。
連絡先	電話相談 （月～金：8：30～22：00、土日：9：00～18：00（祝日・年末年始を除く）） TEL:083-901-1122

山口県暴力追放運動推進センター	
主な支援内容	暴力団のいない明るい住み良い地域社会の実現を目指し、暴力団排除のための活動を行っており、暴力団員に関するあらゆる相談や、暴力団からの離脱や就労相談に応じています。
連絡先	山口県山口市大手町2番40号 山口県警察本部別館 TEL:083-923-8930
ストーカー加害者に対する精神医学的治療制度	
主な支援内容	県警察では、精神科医等のカウンセリングや治療を受けたいという相談に応じており、医療機関をご案内しています。
連絡先	県内の相談窓口一覧（県警察 HP） URL: https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/police/11188.html 住所地等を管轄する警察署にご相談ください。

■非行についてお困りの方

法務少年支援センター山口（山口少年鑑別所）	
主な支援内容	未成年に限らず、成人の方も対象として、能力・性格の調査や問題行動の分析、指導方法等の提案、本人やご家族の方との心理相談等の支援を心理学等の専門家が行っています。
連絡先	山口県山口市中央4-7-5 TEL:083-922-6701
少年サポートセンター	
主な支援内容	少年警察補導員や警察官が、非行・虐待等の少年に関する相談や、その家庭に対する支援と助言等、少年の非行防止や健全育成に向けた取組をしています。
連絡先	県内の少年サポートセンター一覧（県警察 HP） URL: https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/police/10606.html 住所地等を管轄するサポートセンターにご相談ください。
児童相談所	
主な支援内容	子どもに関する様々な相談（養護相談、言葉や発達の相談、生活や行動の相談、非行相談、不登校相談、心身障害相談など）に応じ、援助します。
連絡先	県内の児童相談所一覧（県 HP） URL: https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/site/kosodatesoudan/14498.html

■行政

市町	担当課	電話番号
山口県	厚政課	083-933-2724
下関市	福祉政策課	083-231-1418
宇部市	地域福祉課	0836-34-8325
山口市	地域福祉課	083-934-2790
萩市	市民活動推進課	0838-25-3373
防府市	社会福祉課	0835-25-2332
下松市	人権推進課	0833-45-1763
岩国市	福祉政策課	0827-29-5070
光市	人権推進課	0833-72-1459
長門市	地域福祉課	0837-23-1245
柳井市	社会福祉課	0820-22-2111
美祢市	福祉課	0837-52-5227
周南市	地域福祉課	0834-22-8465
山陽小野田市	社会福祉課	0836-82-1174
周防大島町	福祉課	0820-77-5505
和木町	保健福祉課	0827-52-2195
上関町	保健福祉課	0820-62-0184
田布施町	町民福祉課	0820-52-5810
平生町	町民福祉課	0820-56-7113
阿武町	健康福祉課	08388-2-3115

■関係機関・団体

機関・団体	電話番号
山口地方検察庁	083-922-1440
山口刑務所	083-922-1450
岩国刑務所	0827-41-0136
美祢社会復帰促進センター	0837-57-5131
山口少年鑑別所	083-922-6518
山口保護観察所	083-922-1327
山口県弁護士会	083-922-0087
山口県社会福祉協議会	083-924-2818
山口県済生会山口地域ケアセンター	083-924-6689
山口県社会福祉士会	083-928-6644
山口県精神保健福祉士協会	0836-38-6677
山口県保護司会連合会	083-924-3988
山口県更生保護女性連盟	083-929-3606
山口県就労支援事業者機構	083-929-3606
山口県居住支援協議会	083-973-7111

用語解説

本文中、以下の用語について最初に使用されるページに、「※」を付けて用語解説をします。

い ○一時生活支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、住居を持たない人等、不安定な住居形態にある人に一定期間宿泊場所や衣食を提供する事業。

○一般調整

高齢又は障害を有し、適当な帰住先はあるものの、福祉的支援が必要な受刑者が釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう、矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

か ○家族教室

薬物問題で悩んでいる家族に、正しい知識と回復につながる対応について学んでもらうための学習の場。

き ○起訴猶予

不起訴処分のうち、犯罪の嫌疑が認められる場合でも、犯罪の軽重及び情状並びに犯罪後の状況等により訴追しないもの。

○矯正施設

犯罪をした人や非行のある少年を収容し、改善更生のための処遇等を行う施設。法務省所管の刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院をいう。

○居住支援協議会

住宅セーフティネット制度において、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進することを目的に、地方公共団体、不動産関係団体、県社会福祉協議会等で組織された協議体。

○居住支援団体

住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援等を行う、社会福祉法人やNPO法人等の民間団体。契約手続きの立会い等の入居前の支援や電話相談、緊急時の対応等の入居後の支援を行う。

け ○刑事司法手続

罪に問われた人等に対する、検察、裁判、矯正及び更生保護までの一連の手続き。

○刑法犯

刑法（危険運転致死傷の罪及び過失運転致死傷等の罪を除く）及び特別法（暴力行為等処罰に関する法律、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規則等に関する法律等）に規定される罪。

○刑務作業

刑法に規定された懲役刑の受刑者に対し、改善更生及び円滑な社会復帰を図るための矯正施設における処遇。

○検挙

犯罪について被疑者を特定し、検察庁への送致や必要書類の送付に必要な捜査を遂げること。

○検察庁

法務省に置かれる特別の機関であり、検察官の行う事務を統括するところ。

こ ○更生支援計画

被疑者・被告人の立ち直りのために、対象者の特性や病状を踏まえ、必要な福祉的支援等を盛り込んだ、社会福祉士等の福祉専門職が作成する計画。

○更生保護

犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助ける取組。

○更生保護施設

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する宿泊施設。法務大臣の認可を受けた民間の更生保護法人等が設置するもの。

○更生保護女性会

地域の犯罪予防や青少年の健全育成，犯罪者・非行少年の改善更生に協力する女性のボランティア団体。

○コミュニティ・スクール

学校運営協議会が設置している学校のこと。学校の課題解決に向けて保護者や地域住民が学校運営に参画し、学校・家庭・地域が連携・協働しながら子どもたちの豊かな学びや成長を支えていく取組。

し ○児童相談所

児童福祉法に基づき、各都道府県に設けられた児童福祉の専門機関。子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を要するものに応ずる。

○社会を明るくする運動

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。

○住居確保給付金

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、離職等により経済的に困窮し、住居を失った人又はその恐れがある人に対する給付金。

○住宅確保要配慮者

低額所得者、被災者、高齢者、障害のある人等、住宅の確保に特に配慮を要する者。

○住宅セーフティネット制度

住宅確保要配慮者に対する支援制度。賃貸住宅の登録制度、登録住宅への経済的支援、住宅確保要配慮者への居住支援の3つの大きな柱から成り立っている。

○就労支援事業者機構

協力雇用主を中心に、事業者の立場から犯罪をした人等の就労支援を通じ、円滑な社会復帰と安全な地域社会を実現することを目的として活動する団体。

○障害者就労支援事業

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスとして、一般就労が困難な人に就労機会等を提供する就労継続支援と、一般就労に向けて支援する就労移行支援を行う。

○少年鑑別所

少年鑑別所法に基づき、専門的知識及び技術に基づいた鑑別、家庭裁判所の決定により収容している者に対する処遇、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する援助を行うことを目的とする法務省所管の施設。

○少年サポートセンター

各都道府県警察に設置され、ボランティアや教職員と連携して、街頭補導や非行少年の立ち直り支援等に取り組む機関。

○自立準備ホーム

保護観察所が、宿泊場所や食事の供与、就職援助、生活指導等を委託する施設。あらかじめ保護観察所に登録した民間法人・団体等の事業者が設置するもの。

○自立相談支援機関

生活困窮者に対して包括的な支援を提供するために、自立相談支援事業を実施する機関。福祉事務所設置自治体は、自立相談支援機関を一つ以上常設する必要がある。

す ○スクールカウンセラー

児童生徒の臨床心理に関して専門的知識や経験を有し、学校において、児童生徒や保護者へのカウンセリングなどを行う専門家。

○スクールソーシャルワーカー

社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童生徒の置かれた様々な環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの活用により、問題を抱える児童生徒への支援を行う専門家。

せ ○生活環境の調整

矯正施設に収容されている人の釈放後の住居や就業先などの帰住環境を調査し、改善更生と社会復帰に必要な生活環境を整えること。

○生活困窮者就労訓練事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、認定を受けた民間事業者が、自立相談支援機関のあっせんに応じて、就労に困難を抱える人を受け入れ、その状況に応じた就労の機会の提供を行うとともに、生活面や健康面での支援を行う事業。

○生活困窮者就労準備支援事業

生活困窮者自立支援制度における取組の一つで、生活リズムが崩れている、勤労意欲が低下している等、様々な理由で就労の準備が整っていない人に対して、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業。

○政策入札制度

県の政策課題に寄与する取組を行っている事業者を優先して指名する入札制度。

○精神保健福祉センター

都道府県と政令指定都市に設置が義務づけられている「精神保健福祉に関する総合的技術センター」として、地域精神保健福祉活動推進の中核となるための機能を備えた機関。

た ○D A R C（ダルク）

ドラッグ(薬物)、アディクション(嗜癖、病的依存)、リハビリテーション(回復)、センター(施設、建物)の頭文字を組み合わせた造語で、覚醒剤、危険ドラッグ、有機溶剤(シンナー等)、市販薬、その他の薬物から解放されるためのプログラムを行う民間施設。

ち ○地域協育ネット

概ね中学校区を一つの単位として、学校関係者や保護者、地域の社会教育団体、専門機関とのネットワークを形成し、地域ぐるみで子どもたちの育ちや学びを支援する山口県独自の仕組み。

○地域共生社会

地域住民等が互いに見守り支え合い、年齢や性別、障害の有無等に関わりなく、誰もが安心していきいきと暮らしていける地域社会。

○地域生活定着支援センター

高齢又は障害により福祉的な支援を必要とする矯正施設出所者等に対し、出所後直ちに福祉サービス等につなげる準備を、保護観察所等と協働して実施する機関。

と ○特定非営利活動法人

保健・医療・福祉や環境保全、災害救援、まちづくりなど、様々な分野における営利を目的としない市民の自発的意思による活動団体。特定非営利活動促進法の規定により設立された法人で、NPO法人とも呼ばれる。

○特別調整

高齢又は障害を有し、かつ、適当な帰住先がない受刑者や少年院在院者が、釈放後速やかに、適切な介護、医療、年金等の福祉サービスを受けることができるよう矯正施設や保護観察所、地域生活定着支援センターが行う出所後の生活環境の調整。

○特別調整に準ずる人

特別調整の対象者にはならないが、高齢ではないものの老年に起因する症状がある又は障害者手帳を有していないが身体障害、知的障害若しくは精神障害があると認められ、出所にあたって福祉的支援が必要となる人。

に ○日常生活自立支援事業

日常生活上の判断が十分できず日常生活に不安がある方々が、地域で安心して生活できるよう、日常的な金銭管理、重要書類の預かり等の支援を行う事業。

○認知件数

犯罪について、被害の届出、告訴、告発その他の端緒により、警察等が発生を認知した事件の数。

ひ ○BBS会

非行のある少年や悩みを持つ子供たちに、兄や姉のような立場で接しながら、その立ち直りや成長を支援する活動等（BBS運動（Big Brothers and Sisters Movement））を行う青年のボランティア団体。

○被疑者

犯罪の嫌疑のある者であって、いまだ検察官から起訴されていない者。

○被告人

検察官から起訴され、訴訟が係属中の者。

ほ ○法務少年支援センター

少年鑑別所が、少年非行等に関する専門的知識やノウハウを活用して、地域社会における非行及び犯罪の防止に関する活動や健全育成に関する活動の支援等を行う際に使用する名称。

○保護観察

犯罪をした人又は非行のある少年が、社会の中で更生するよう、法律や裁判等で定められた期間、保護観察官及び保護司による指導・支援を行うもの。

○保護司

犯罪をした人や非行のある少年の立ち直りを地域で支えるボランティアであり、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員。

み ○民生委員

地域において、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い社会福祉の増進に努めるボランティアであり、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。

や ○薬物乱用対策推進本部

県を中心に、覚醒剤、大麻及び危険ドラッグ等の違法薬物の乱用の根絶を期し、健全な社会を構築することを目的に、関係機関・団体が連携を密にし、総合的かつ効果的な乱用防止対策について協議する組織。

○薬物乱用防止指導員

児童、生徒、学生を対象に薬物乱用防止の啓発活動を行う学校薬剤師で、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

○薬物乱用防止推進員

地域において薬物乱用防止の啓発活動を行うボランティアで、県薬物乱用対策推進本部長が委嘱する。

○やまぐち犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会

県民が安心して暮らすことのできる安全な地域社会の実現に向けた、県、市町及び関係団体等の連携による、犯罪のない安全で安心なまちづくりの推進主体。

巻 末 資 料

資料 1

「第二次山口県再犯防止推進計画」（素案）に対する意見募集の結果概要

1 意見募集の実施

(1) 募集期間

2023(令和 5)年 12 月 18 日(月)～2024(令和 6)年 1 月 17 日(水)

(2) 計画（素案）の閲覧方法

① 県庁ホームページ

② 文書閲覧

県庁情報公開センター、各地方県民相談室及び山口地方県民相談室防府市駐在

(3) 意見の提出方法

郵送、F A X、電子メール

2 募集の結果

ご意見はありませんでした

資料 2

山口県再犯防止推進計画策定委員会委員

(任期：2023(令和5)年9月11日～2024(令和6)年3月31日)

選任区分/機関・団体名	委員 職氏名
国関係機関	
山口地方検察庁	検事 塩野 正樹
山口刑務所	統括矯正処遇官 山城 崇徳
岩国刑務所	首席矯正処遇官 永見 祥一
美祢社会復帰促進センター	首席矯正処遇官 中川 久也
山口少年鑑別所	所長 濱田 祥一
山口保護観察所	企画調整課長 飯塚 華朋
司法関係団体	
山口県弁護士会	弁護士 岡田 卓司
社会福祉関係団体	
社会福祉法人 山口県社会福祉協議会	専務理事 ○ 小野 嘉孝
社会福祉法人恩賜財団済生会 支部山口県済生会	山口地域ケアセンター 事務局長 津田 安史
一般社団法人 山口県社会福祉士会	司法ソーシャルワーカー養成機関の 立上げに向けた準備会 委員長 讃井 康一
山口県精神保健福祉士協会	医療法人若草会 生活訓練事業所 とまり木 猪俣 隆子
民間協力者団体	
山口県保護司会連合会	事務局長 渡邊 満幸
山口県更生保護女性連盟	会長 近間 純栄
特定非営利活動法人 山口県就労支援事業者機構	会長 河崎 静生
山口県居住支援協議会	会長 尾村 成一
市町行政	
美祢市	地方創生監 大塚 一輝

○：委員長

資料 3

山口県社会福祉審議会委員

(任期：2023(令和 5)年 4 月 1 日～2024(令和 6)年 3 月 31 日)

区 分	所属及び役職	氏 名
社会福祉事業に従事する者	山口県社会福祉協議会会長	○ 隅 喜彦
	山口県民生委員児童委員協議会会長	倉永 健造
	山口県老人クラブ連合会会長	平田 武
	山口県老人福祉施設協議会会長	内田 芳明
	山口県介護福祉士会会長	河本 由美
	山口県身体障害者団体連合会会長	宮原 博之
	山口県障害福祉サービス協議会副会長	佐伯 豪
	山口県知的障害者福祉協会会長	岩武 毅
	山口県手をつなぐ育成会副会長	福田 修三
	山口県精神保健福祉会連合会会長	宮川 芳恵
	山口県児童入所施設連絡協議会会長	川村 宏司
	山口県保育協会会長	出井 真治
	山口県母子寡婦福祉連合会理事長	永田 禮子
	山口県地域活動連絡協議会会長	松橋 美恵子
学識経験者	山口県医師会常任理事	前川 恭子
	山口県病院協会常任理事	玉木 英樹
	山口県歯科医師会常務理事	山野 渉
	山口県看護協会会長	西生 敏代
	山口県女性団体連絡協議会副会長	岩田 優美
	山口県青少年育成県民会議副会長	木橋 悦二
	山口大学准教授（教育学部）	春日 由美
	山口県立大学教授（社会福祉学部）	内田 充範
	公募委員	中本 裕子

○：委員長

資料 4

計 画 の 策 定 経 過

2023(令和5)年 9月11日	山口県再犯防止推進計画策定委員会設置
9月11日	第1回山口県再犯防止推進計画策定委員会 ・第二次山口県再犯防止推進計画の策定について
10月17日	第2回山口県再犯防止推進計画策定委員会 ・計画の素案について
11月17日	山口県社会福祉審議会 ・計画の素案について
12月12日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の素案について
12月18日 ～2024(令和6)年 1月17日	パブリック・コメント（素案）
1月31日	第3回山口県再犯防止推進計画策定委員会 ・計画の最終案について
3月12日	山口県議会環境福祉委員会 ・計画の最終案について

山 口 県 健 康 福 祉 部 厚 政 課

〒753-8501 山口市滝町1-1

TEL 083-933-2724

FAX 083-933-2739

E-mail a13200@pref.yamaguchi.lg.jp

※ この計画は、山口県庁ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/44/18176.html>